

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）
行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	77	13.4	主事 技師 社会福祉士 保健師 保育士 幼稚園教諭 学芸員 計	46 2 2 5 19 2 1 77	290	50.3	係員級
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	75	13.0	主事 技師 理学療法士 心理士 保健師 管理栄養士 保育士 学芸員 計	37 5 1 1 4 1 25 1 75			
3 級	主任の職務	138	23.9	主任 計	138 138			
4 級	1 係長又は主査の職務 2 保育園又は幼稚園の園長代理の職務	141	24.4	係長 主査 園長代理 計	34 86 21 141	141	24.4	係長級
5 級	1 課長補佐又は副主幹の職務 2 保育園又は幼稚園の園長の職務	72	12.5	課長補佐 保健センター所長補佐 副主幹 園長 計	43 2 15 12 72	72	12.5	課長補佐級
6 級	1 課長の職務 2 班長の職務 3 主幹の職務 4 保育園又は幼稚園の総園長の職務 5 監査委員事務局次長の職務 6 農業委員会事務局長の職務	42	7.3	課長 保健センター所長 班長 主幹 監査委員事務局次長 検査監 計	28 1 6 5 1 1 42	42	7.3	課長級
7 級	1 次長又は副参事の職務 2 会計管理者の職務 3 市民病院事務局次長の職務 4 議会事務局次長の職務 5 教育委員会事務局次長の職務 6 監査委員事務局長の職務	22	3.8	次長 危機管理監 政策調整官 副参事 会計管理者 監査委員事務局長 計	15 1 1 3 1 1 22	22	3.8	次長級
8 級	1 部長又は参事の職務 2 市民病院事務局長の職務 3 議会事務局長の職務 4 教育委員会事務局長の職務	10	1.7	部長 参事 市民病院事務局長 議会事務局長 教育委員会事務局長 計	6 1 1 1 1 10	10	1.7	部長級
	合計	577	100.0	※再任用職員を含む。				

公安職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	消防士の職務	20	17.5	消防士	20	66	57.9	係員級
				計	20			
2 級	困難な業務を処理する消防士の職務	12	10.5	消防士	12			
				計	12			
3 級	主任の職務	34	29.8	主任	34			
				計	34			
4 級	係長又は主査の職務	24	21.1	係長	21	24	21.1	係長級
				主査	3			
5 級	1 課長補佐又は副主幹の職務 2 出張所長代理の職務	9	7.9	計	24			
				課長補佐	7	9	7.9	課長補佐級
				出張所長代理	2			
6 級	1 消防署の副署長又は課長の職務 2 主幹の職務 3 出張所長の職務	8	7.0	計	9			
				副署長	2	8	7.0	課長級
				署課長	2			
				主幹	4			
7 級	1 次長又は副参事の職務 2 消防本部の課長の職務 3 消防署長の職務	6	5.3	計	8			
				次長	1	6	5.3	次長級
				本部課長	3			
				署長	2			
8 級	消防長又は参事の職務	1	0.9	計	6			
				消防長	1	1	0.9	部長級
計	1							
	合計	114	100.0	※再任用職員を含む。				

医療職給料表（１）

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	医療業務を行う職務	0	0.0			0	0.0	係長級
				計	0			
2 級	1 医長の職務	3	16.7	医師	3	3	16.7	課長級
	2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務			計	3			
3 級	副部長又は副参事の職務	0	0.0			0	0.0	次長級
				計	0			
4 級	副院長、診療局長、部長又は参事の職務	14	77.8	副院長	2	14	77.8	部長級
				診療局長	1			
				部長	11			
	計	14						
5 級	病院長の職務	1	5.5	病院長	1	1	5.5	
				計	1			
	合計	18	100.0					

医療職給料表（２）

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は歯科衛生士（以下「医療技術職員等」という。）の職務	1	2.5	理学療法士	1	25	61.0	係員級
				計	1			
2 級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う医療技術職員等の職務	13	31.7	薬剤師	4			
				理学療法士	2			
				臨床工学技士	2			
				作業療法士	2			
				診療放射線技師	1			
				歯科衛生士	1			
				臨床検査技師	1			
計	13							
3 級	主任の職務	11	26.8	主任	11			
				計	11			
4 級	薬剤長、技師長又は主査の職務	5	12.2	技師長	2	5	12.2	係長級
				薬剤長	1			
				主査	2			
計	5							
5 級	科長補佐、室長補佐又は副主幹の職務	5	12.2	科長補佐	2	5	12.2	課長補佐級
				副主幹	3			
計	5							
6 級	1 科長又は室長の職務 2 主幹の職務	6	14.6	科長	5	6	14.6	課長級
				室長	1			
				計	6			
7 級	部長の職務	0	0.0			0	0.0	部長級
				計	0			
	合計	41	100.0	※再任用職員を含む。				

医療職給料表（３）

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
１級	准看護師の職務	0	0.0			81	56.6	係員級
				計	0			
２級	看護師の職務	51	35.6	看護師	51			
				計	51			
３級	主任の職務	30	21.0	主任	30			
				計	30			
４級	看護師長、副師長又は主査の職務	54	37.8	看護師長	10	54	37.8	係長級
				副師長	13			
				主査	31			
				計	54			
５級	副院長、部長、副部長、科長又は主幹の職務	8	5.6	部長	1	8	5.6	部課長級
				参事	1			
				副部長	1			
				科長	1			
				主幹	4			
				計	8			
	合計	143	100.0					

技能労務職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	1 技能職員の職務	0	0.0			7	31.8	係員級
	2 労務職員の職務							
2 級		3	13.6	調理員	2			
	1 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技能職員の職務			運転手	1			
	2 困難な業務を行う労務職員の職務			計	3			
3 級	1 特に高度な技能又は経験を必要とする業務を行う技能職員の職務	4	18.2	調理員	2			
	2 特に高度な業務を行う労務職員の職務			業務員	1			
	3 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技能職員の職務			用務員	1			
	4 特に困難な業務を行う労務職員の職務			計	4			
4 級	1 特に高度な技能又は経験を必要とする業務を行う技能職員で、市長が特に必要と認めた職務	15	68.2	調理員	10	15	68.2	係長級
	2 特に高度な業務を行う労務職員で、市長が特に必要と認めた職務			業務員	5			
				計	15			
	合計	22	100.0	※再任用職員を含む。				

企業職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う職務	1	5.6	主事	1	7	38.8	係員級
				計	1			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	2	11.0	技師	2			
				計	2			
3 級	主任の職務	4	22.2	主任	4			
				計	4			
4 級	係長又は主査の職務	7	38.8	係長	2	7	38.8	係長級
				主査	5			
				計	7			
5 級	課長補佐又は副主幹の職務	1	5.6	課長補佐	1	1	5.6	課長補佐級
				計	1			
6 級	1 課長の職務 2 主幹の職務	1	5.6	課長	1	1	5.6	課長級
	計			1				
7 級	次長又は副参事の職務	1	5.6	次長	1	1	5.6	次長級
				計	1			
8 級	部長又は参事の職務	1	5.6	部長	1	1	5.6	部長級
				計	1			
	合計	18	100.0	※再任用職員を含む。				